

案の 18

2 国際第 1028 号

関税割当公表第 81 号の 2

令和 3 年度の落花生の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、落花生(いってないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。) <注 1> の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品及び割当数量 <注 2>

(1) 一般枠

ア バーヂニア・タイプ <注 3> 12,900 トン

イ 非バーヂニア・タイプ <注 3> 30,000 トン

(2) 沖縄枠

落花生 1,800 トン

合計割当数量 44,700 トン

2 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 第 2 次以降の公表

落花生に係る関税割当制度に関する政令(昭和 36 年政令第 153 号)別表で定める数量と第 1 の 1 の割当数量との差 30,300 トン(令和 3 年 8 月 31

日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それを加えた数量)の割当てについては、別途公表する。

第3 その他

その他関連事項に関しては、令和3年度の落花生の関税割当てについて(令和3年3月11日付け2国際第942号関税割当公表第81号)による。

<注1> 本公表において落花生とは、生落花生のことをいう。

<注2> 本公表による関税割当ては、むきみ換算数量により行うものとし、むきみ換算数量は、殻付き数量に0.75を乗じて得た数量とする。

<注3> 落花生の品種は、粒形等の形態的特性により数種類(バージニア・タイプ、スパニッシュ・タイプ等)に分類される。本公表において「バージニア・タイプ」とは、当該形態的特性により分類された一般的に大粒なバージニア・タイプを、「非バージニア・タイプ」とは、バージニア・タイプ以外のものをいう。